

8-1
no.62-2

婦人の地位の現状と展望

—明日の婦人のために—

<婦人の地位に関する国内委員会リポート>

昭和42年4月

京都婦人少年室

目 次

I	前 文	1 頁
	1 問題検討の視点	1
	2 婦人の生活の変化の基調	1
	3 婦人の地位向上の一般的目標	3
	4 研究テーマ	3
II	問題点と対策の方向	5
	研究テーマ1 “家庭の変ぼうと婦人の立場”	5
	1 妻の地位の尊重	6
	2 家庭管理能力の充実	7
	3 母親の役割の尊重と援助	7
	4 家庭の手不足の問題	8
	5 余暇の活用の問題	8
	6 老後生活の充実の問題	9
	研究テーマ2 “生活周期の変化と婦人の経済活動”	10
	1 若年期における職業生活の基礎づくり	11
	2 育児期間中における経済活動の休止を可能にするための 条件整備	11
	3 育児期間中に就労する婦人に対する援助	11
	4 中高年令婦人の能力開発	12
	5 “中年期再就職型”就労パターンの育成	12

研究テーマ3 “農業における婦人の就労”	13	頁
1 婦人の過労の軽減	13	
2 職業人としての農家婦人の立場の尊重	14	
3 農家婦人の家庭生活の充実	14	
4 婦人の選択的就労を可能にする状態への接近	14	
研究テーマ4 “地域社会の変化と婦人の市民活動”	16	
1 市民意識の育成	16	
2 ボランティア活動の推進	17	
3 政治参加の促進	17	
付Ⅰ 統計資料	19	
付Ⅱ 婦人の地位に関する国内委員会について	33	

婦人の地位の現状と展望

—— 明日の婦人のために ——

I 前 文

1 問題検討の視点

近年、わが国においては、経済・社会の構造的変化をはじめ、生活文化、社会思潮の領域における変化が著しく進行し、国民の生活全般にわたって、近代産業社会としての性格が強くあらわれるようになった。

このことは、婦人の生活のうえにも顕著な影響を及ぼし、家庭や社会における婦人の立場や役割を大きく変化させるとともに、多くの新しい問題を発生せしめている。

従来、わが国婦人問題の検討は、前近代的なものからの解放を基調として行なわれることが多かつたが、今日においてとくに必要なことは、上述のような社会の近代化に伴う新しい問題へのとりくみであると思われる。すなわち、急激に進行する社会の近代化が、婦人の生活にどのような影響を与えるかということに重点をおいて、今後わが国婦人が当面するであろう諸問題を明確にし、これにいかに対処すべきかということを検討していくことが今日の課題であろう。

婦人の地位に関する国内委員会における問題検討の姿勢は、このような視点にたつものである。

2 婦人の生活の変化の基調

わが国社会の近代化は、婦人の生活にさまざまな影響を与えつつあるが、今後の展望をも含めて考えると、次のような点が基本的変化として注目される。なお、このような変化は、今後も進行し、鮮明化していくものと予想される。

(1) 婦人の生活周期の変化

近年の人口現象のなかで顕著にみられる、出生率の低下と平均寿命の延長とは、婦人の生涯における生活周期の型をかえつつある。すなわち、育児期間が短くなるとともに、育児の任務を離れたあとの期間が著しく長くなつてきている。

(2) 教育水準の向上

戦後の教育制度の改革、社会思潮の変化等は、所得水準の上昇とも相まって、婦人の教育水準を著しく向上させ、さらに、マスコミの普及も加わつて、婦人の知識、教養、社会的関心が高まりつつある。

(3) 家族構成の変化

出生児数の減少と、子の結婚後における親子別居傾向の増大によつて、家族規模が縮小するとともに、家族構成が単純化し、いわゆる核家族化が進行しつつある。

(4) 思想の変化

民主主義的思潮が浸透するとともに、生活における幸福の追求という新しい価値観がこれに加わり、婦人の間に、自己尊重の志向や、ゆたかな生活への願望が強まりつつある。

(5) 余暇の増大

家庭における生活様式の変化は、一般に従来の家事労働を著しく軽減し、婦人の生活時間の中に余暇時間の増大をもたらしている。

(6) 婦人の雇用の増大

産業の拡大にともなう婦人労働力への需要の高まりは、婦人の就労意欲の増大と相まって、婦人の雇用労働者を増加させている。とくに最近は、既婚婦人や中高年婦人の就労増加が目立つ。

(7) 農業における婦人の役割の増大

第二次、第三次産業における雇用の増大に伴ない、農村から男子労働力が大量に流出する結果、婦人は農業における基幹労働力としての役割をになうようになっている。

(8) 地域社会のベッドタウン化

都市勤労者家庭の増加や、農家の兼業化、農村の住宅地化にともなつて、地域社会のベッドタウン化が著しく進み、そのなかで、地域における福祉や文化のにない手としての、婦人の役割への期待が急速に増大しつつある。

(9) 生活と行政の密接化

都市社会的性格が強まるに従つて、地域住民の生活の大きな部分が、公共サービスに依存するようになり、生活関連行政のあり方が、婦人の生活向上の重要な条件となりつつある。

3. 婦人の地位向上の一般的目標

明日の婦人のよりよい生活の実現のための方策について検討をすすめるにあたり、婦人の地位向上の一般的目標としては、

- 婦人が、主体性をもつて自分の生き方をえらぶことができ、
- 自己のもつ潜在的能力を十分に発揮する機会をもつことができ、
- 母性としての役割を誇りをもつて果たすことができ、
- 社会の発展に積極的に寄与することができる

ような状態が想定される。

このような目標の達成は、婦人にとって生きがいのある生活を約束するばかりでなく、わが国社会の発展のためにも極めて大きな意味をもつものと考えられる。

4. 研究テーマ

問題の研究に当つては、婦人の生活の基本的な場として、家庭生活、職業生活、社会生活の三分野に注目し、そのなかでとくに問題の多い領域として、

以下の四つの項目を研究テーマとし、それぞれについて、現状の分析と、今後とられるべき対策の方向づけを行なった。しかし、婦人の地位の問題は、本来きわめて広範囲にわたるものであるから、ここにふれない分野についても、今後の検討が必要であることはいうまでもない。

テーマ 1 家庭の変遷と婦人の立場

テーマ 2 生活周期の変化と婦人の経済活動

テーマ 3 農業における婦人の就労

テーマ 4 地域社会の変化と婦人の市民活動

Ⅱ 問題点と対策の方向

研究テーマ 1 家庭の変ぼうと婦人の立場

わが国社会の構造的変化は、家庭生活に大きな影響を及ぼし、その姿を変ぼうさせている。

すなわち、家族型態の面では、出生児数の減少や家族構成の単純化により家族規模が縮小し、核家族的世帯が増加する傾向にある。また、産業構造の変化は勤労者世帯の増加をもたらし、一般に家庭を消費単位化しつつあるが、さらに消費経済の進展に伴つて、農家においてさえ、自給自足的な性格が弱まり、消費生活の大きな部分を商品経済に依存する傾向がすすんでいる。

一方所得水準の上昇は、消費物質の大量生産や新しい家庭器具の普及と相まつて、家庭における衣食住生活の内容を高め、家事作業を軽易化してきている。さらに、家庭における幸福の追求という新しい価値観もこれに加わつて、家庭の生活様式や人間関係のあり方は大きく変化し、いわゆる近代家族の性格が強くあらわれつつある。

このような家庭の変ぼうは、一般に家庭における婦人の生活を明るくしているが、その反面に多くの新しい問題を発生せしめている。例えば、家事労働は軽減されたが、一方核家族化の進行等によつて、主婦が家庭内での唯一人の家事担当者である場合が多くなり、また子供の教育や消費生活などの面で、新しい家庭管理の知識が求められるなどにより、主婦の責任は質的に重くなり、複雑な性格をもつようになつてきている。また新たに生まれてきた余暇などにより、婦人の生活のパターンが変わることから、主婦としての生き方についてのとまどいや欲求不満もあらわれてきている。一方、家庭が生産手段をもたない場合が多くなるなかで、夫との死離別による経済生活の挫折についての不安も大きくなつてきており、さらに職業をもつ主婦の増加に伴なつて、家庭と職業生活との調和に悩むものも多くなり、また寿命の延長と核家族化に伴なう老後の生活の問題が、一般に

婦人の大きな関心事になつてきている。

このような状態が今後もなお進行し、鮮明化することが予測されるなかで、婦人がその能力を生かして、家庭における新しい役割を果たし、生きがいをもつて充実した生活を送りうるようにするためには、社会保障の充実、住宅や生活環境の整備等の一般的対策とともに、新しい視点からの各般の方策が必要である。

1 妻の地位の尊重

社会の基礎的単位としての家庭の安定およびその円滑な運営は、一般に家庭管理者としての妻の役割に負う面が大きい。また農家や商家においては、さらに家業についても妻の働きに依存する面がきわめて大きいが、このような妻の役割に対して、正当な社会的評価が与えられる必要がある。

(1) 妻の財産上の権利の向上

婚姻中に夫婦が取得した財産は、相互に配偶者の寄与によるところが少なくないことを、諸種の法律関係について十分に考慮すべきである。

- 現行の税制における夫婦間の贈与、相続に関する部分については、いづれかの改善をはかるために検討をすすめる。等

(2) 妻の意思の尊重

離婚に際しては、妻の自由な意思による同意が確認されるように十分な配慮がなされるべきである。

- 協議離婚において、公的機関による当事者の意思確認を行なうための方法について検討する。等

(3) 寡婦等の援助

夫と死離別した婦人の、物心両面にわたる苦痛を軽減するための方策が必要である。

- 社会保障の充実 ○ 婦人の職業教育、雇用機会の拡大 ○ 社会的偏見の是正。等

2 家庭管理能力の充実

家庭生活の内容を高め、家族員の健康をまもり、家族の人間関係を円滑に保つ等、家庭管理者としての主婦の役割には多くの面が含まれているが、その内容が急速に変化しつつある実情にかんがみ、とくに次のような面における方策が必要である。

(1) 消費者教育の推進

大量消費時代に対応する合理的な消費生活が営まれるよう、主婦の商品選択能力を養うことが重要である。

○ 消費生活に関する総合的な研究機関を設ける。 ○ 消費者の組織化を推進する。 ○ 国および地方自治体が消費者教育を強力に行なう。 ○ 消費に関する相談制度を普及し、指導者の養成をはかる。 ○ 中学、高校の教科の中に消費者教育を積極的にとり入れる。等

(2) 家族関係安定のための援助

意識や行動の個人化が進み、社会生活における緊張が強まるなかで、家族関係の調和を保ち、情緒的安定をはかることが、一般に家庭管理の重要な課題となるので、新しい視点からの方策が必要である。

○ 人間関係、精神衛生等の分野での研究を推進する。 ○ 家庭生活カウンセリング制度を充実する。 ○ 学校教育、社会教育において家庭の機能、新しい家族関係について啓蒙・指導を強化する。 ○ 家族そろつてたのしむ慣行を育てる。等

(3) 家政学の内容の充実

家庭生活の変化に対応して、科学的な角度から家政学の内容を充実させ、家庭に浸透させることが重要である。

3 母親の役わりの尊重と援助

次の世代を生み育てる、母親としての婦人の役割に対して、社会的評価と援助とが必要である。

(1) 母親の資質の向上

新しい時代に即応した、正しい保育と教育とが行なわれるよう、また文化の伝承者としての役割が十分に果たされるよう、母親の知識と技術、教養を高めることが必要である。

○ 一般成人教育を強化する。 ○ 乳児の取扱い方等の指導のための育児学級を普及する。 ○ 保育、教育についての相談制度を充実する。等

(2) 育児に伴なう不安や負担の軽減

主婦が安んじて育児の役割を果たすことができるよう、育児に伴なう不安や負担を軽減するための、条件の整備をはかることが必要である。とくに主婦が就労する場合に対しては、特段の措置が必要である。

○ 児童手当制度の実現をはかる。 ○ 児童遊園地や公園等、子供の安全な遊び場をふやす。 ○ 幼児教育のための施設や乳幼児、学童のための保育施設を充実する。 ○ いわゆるかぎつ子のための地域婦人の保育活動を促進する。 ○ 育児のために退職する婦人の復職を可能にするような制度ないし慣行を推進する。等

4 家庭の手不足の問題

家族構成の単純化により、家庭内に主婦の手代りが求めにくくなり、そのため主婦の病気・出産や就労にさいし、正常な家事運営が阻害されやすいので、これに対して援助方策をたてることが必要である。

○ 事業内ホームヘルプ制度の普及 ○ 地域レベルのホームヘルプ制度の推進 ○ 団地等における主婦の家事相互援助組織の育成 ○ 家政技術者の養成事業の推進 ○ 家事使用人の地位の向上と保護 ○ 完全看護制度等の社会的条件の整備。等

5 余暇の活用の問題

一般に主婦の余暇は増大の傾向にあり、これを十分に活用することは、婦人の充実した生活のために重要であるが、それには、婦人が新しい視点から、積

秘的に活用計画をもつことが必要であるので、そのための啓発と援助をすすめるべきである。

(1) 積極的な生活の設計

余暇時間の活用を含めた日常の生活設計及び長期の生活設計を、婦人自身が積極的にたてるよう援助する。

○ 啓発運動の推進 ○ 情報の提供。等

(2) 中年期のエネルギーの活用

余暇がとくに増大する中年期において、婦人が計画性をもつて、職業や市民活動に、そのエネルギーを活用することができるよう、条件を整備する。

(具体的方策については、研究テーマ2および4において検討する。)

(3) 知識・技能の習得

教養を高め、趣味や楽しみを増し、社会的活動に役立つような知識や技能を、婦人が積極的に習得するよう啓発し、そのための機会を充実する。

○ 高等・専門教育施設における単位制による履修制の導入

○ 通信教育、テレビ、ラジオによる単位履修制の充実 ○ 大学開放講座等の充実

○ 音楽、スポーツ、その他文化活動への参加機会の拡大。等

6 老後生活の充実の問題

平均寿命の延長によつて、とくに婦人には長い老後が約束されてきているので、婦人が生きがいをもつて、充実した老後生活をたのしむことができるように積極的な方策を進めることが必要である。なお、60才以上の婦人の約6割が寡婦であることが注目される。

○ 老後生活にそなえて、婦人自身が早くから長期的生活設計をたてるよう啓発する。 ○ 老年期においても趣味、文化活動、市民活動等に積極的に参加

するよう啓発する。 ○ 老人のための娯楽や文化教養の機会を拡大する。

○ 家族生活のなかで老人の役割が正しく位置づけられるよう啓発する。

○ 老人の生活を配慮した住宅計画、社会保障制度の充実等一般老人対策の推進をはかる。等

研究テーマ 2 生活周期の変化と婦人の経済活動

出生児数の減少による末子出産年令の低下から、主婦が育児を一応終る時期が早くなつたことや、平均寿命の延長にともない老令化の時期がおくれたこと、等の一連の要因が、余暇のある婦人の中高年期を延長しつつある。このような生活周期の変化は、婦人の人生設計に多くの変革をもたらすと考えられるが、とくに婦人の経済活動周期に対する影響が大きいと思われる。すなわち、若年未婚時代における就労のほかに、家庭責任の軽くなつた中高年期における就労の可能性が生じてくる。しかも、この第2次の活動期は、第1次のそれより長期のものとなりうるのである。

欧米諸国では、このような生活周期の型がつとに形成されており、その周期のリズムに符合した就労パターンがすでに普遍化し、育児のために一たん退職した婦人が、中高年期にふたたび職場に出て活動することが多い。このような就労パターンのなかで、婦人は家庭生活との調和を比較的円滑に維持しながら、長期にわたつて、安定した労働力として、経済活動に活発に従事している。

わが国では、近年中高年婦人の就労が増加しているとはいえ、全般的には依然として婦人の雇用は若年層に集中している。すなわち、わが国特有の雇用賃金慣行の中で、一般にいつたん離職すると再就職が困難であること、従来の若年短期就労という婦人労働のイメージが強いことなどにより、中高年期における婦人の再就職は低調であり、また、再就職した場合も、その有する能力が適切にいかされないことが多い。このため、生活周期の変化によつて生じつつある中高年婦人のエネルギーは活用されず、反面乳幼児をもつ比較的若い既婚婦人が、家庭と職業の両立に困難を感じながら、就労をつづけている例が少なくない。

今後においては、婦人が各自の人生設計にあわせて就労の時期を自由にえらび、家庭生活との調和を保ちつつ、その能力を十分に生かして働くことがのぞましいが、そのためには、雇用対策の推進、労働条件・労働福祉の向上等、労働経済面

張景波

における一般的施策の推進とともに、婦人の生活周期に適合するような就労周期のパターンの形成のための方策が必要であり、同時に婦人の側においても、このような近代的就労の型に見合った資質の向上がはからねばならない。

なお、このような“中年期再就職型”の就労パターンが一般化した場合においても、経済的その他の理由により、育児期間中も就労をつづける婦人のために、その援助が必要であることはいうまでもない。

1 若年期における職業生活の基礎づくり

一般に婦人がその生涯の間に、職業に従事する期間が次第に長くなることが予想されるので、若年期において、将来の職業生活の基礎となる職業観が確立され、職業技術・技能の習得が行なわれるようにすることがきわめて重要である。

○ ~~学校教育、家庭教育のなかで女子の職業意識を育てる。~~ ○ 中高卒就職者のための公的機関、私的機関による職業相談、職業指導、職業訓練事業を拡充する。 ○ 職業生活設計樹立の援助のための啓発活動を行なう。等

2 育児期間中における経済活動の休止を可能にするための条件整備

育児期間中家庭にとどまることをのぞむ婦人が、経済的理由により就業を余儀なくされることのないように、諸条件を整備することが必要である。

○ 一般的賃金水準の改善をはかる。 ○ 児童手当制度の実施を促進する。
○ 育児のために一時的に休職し得る制度を推進し、休職期間中の経済的援助の方法について検討する。等

3 育児期間中に就労する婦人に対する援助

幼児をもつて働く婦人のために、育児の負担や不安を軽減し、子の福祉を守るための方策が必要である。

○ 乳児、幼児、学童の保育施設の増設と充実をはかる。 ○ 学事整理休暇等家事援助方策について検討する。 ○ PTAの会合等に働く母親が出席できるための配慮をすすめる。 ○ 適正なパートタイム雇用を推進する。

○ 妊娠中の身体保護
運動制限

- 内職について就業援助と就業条件の向上をはかる。等

4 中高年令婦人の能力開発

中高年期の就労は、婦人の生涯の職業生活のなかで、最も長期にわたる部分になることが、今後、予想されるので、中高年令婦人の能力を開発し、有効に生かすための方策をすすめることが必要である。

- 中高年令婦人が利用しやすいよう職業訓練制度の運用をはかる。
- 中高年令婦人再訓練のためのリフレッシュコースを導入、普及する。
- 高等及び専門教育施設における単位制による履修制度を普及する。
- 中高年令婦人のための職業相続、職業紹介を充実する。
- 家庭経験をいかす適職の開発をすすめる。

5 “ 中年期再就職型 ” 就労パターンの育成

“ 就労期 — 育児期 — 再就労期 ” という周期パターンの一般化のための条件整備をすすめることが必要である。

- 婦人の再就職の阻害要因となる制度や慣行を是正する（年功序列型賃金体系、終身雇用制等）。
- 開放的労働市場の形成を促進する。
- 職種と能力を中心とする近代的労働市場の形成をはかる。
- 若年労働者遍重の社会的風潮を是正する。
- 婦人の生活周期の変化についての一般の認識を深める。
- “ 中高年再就職型 ” を育てる機運を醸成する。等

研究テーマ3 農業における婦人の就労

経済の高度成長に伴う農村社会の変化は、婦人の生活に大きな影響をもたらしている。とくに近年兼業農家が激増し、出稼ぎがふえるにしたがって、従来男子が行なってきた農作業をはじめ、経営面の責任及び地域社会の役割等が、大巾に婦人にかかってくる。このことは、農家における主婦の発言権を強めつつある反面、主婦を過労におちいらせ、いわゆる農婦症の増加もしばしば指摘されている。さらにまた消費生活の膨張に伴う窮乏感から、婦人自身が農外就労に出る傾向が強まり、農家婦人の労働はいよいよ過重になるとともに、家庭生活の正常な営みが阻害されるという問題が深刻になってきている。

一方農村婦人は、今日の農業の基幹的な担い手としての役割を果たしているにもかかわらず、社会から職業人として正当に遇されることが少なく、そのために、婦人の生きがいや労働への誇りが阻害されやすい。

農家の婦人が、今後もなお相当な期間にわたって、日本の農業の重要な担い手としての役割を期待されるなかで、その能力をいかし、充実した生活を営むことができるようにするためには、農業所得を高め、農村地域の環境整備や社会保障制度の充実をはかる等、一般的施策をすすめるとともに、婦人のための特別な配慮が必要である。

1 婦人の過労の軽減

当面のもつとも大きな課題である、婦人の労働過重を緩和するための方策が、いそがれるべきである。

(1) 農作業の合理化

- 農作業共同化の推進、とくに婦人の適性を考慮した作業の配分をする。
- 労働時間短縮運動、農休日制定運動等を地域ぐるみで展開する。等

(2) 家事負担の軽減

- 家事労働の共同化と家事の共同処理のためのサービス活動を推進する。

- 保育施設の増設と充実をはかる。 ○ 民間のボランティアによる保育活動を推進する。 ○ 家事作業の軽減、プライバシーの確保を重点とした生活改善を推進する。等

健康管理の推進

- 健康月間運動等を地域ぐるみで展開する。 ○ 母体保護意識を高めるための啓発活動をすすめる。 ○ 医療サービスを充実する。等

2 職業人としての農家婦人の立場の尊重

農業の重要なにない手としての農家婦人に対し、職業人としての正当な社会的評価がなされるよう方策をすすめる。

- 農家における婦人の働きが無償労働にならないよう、農業所得に対する婦人の権利を明確にするための方法について検討する。 ○ 農業協同組合等への正組合員としての加入を促進する。 ○ 農業経営、農業技術の指導を強化する。 ○ 職業人としての農家婦人の養成確保をはかる。等

3 農家婦人の家庭生活の充実

農家婦人が、就労のために家庭人としての幸福を阻害されることなく、充実した家庭生活を営むことができるように方策をすすめる。

- 地域における生活関連行政の充実によつて婦人の賦役的負担を軽減する。 ○ 農閑期を休養、家庭団らん、家庭管理等に活用するよう啓発する。 ○ 家庭生活をたのしみ、尊重する慣習や社会的風潮を育てる。 ○ 現金収入のために家庭外での農外就労をよぎなくされることをさけるために、家庭内での内職就労の機会を拡大する。

4 婦人の選択的就労を可能にする状態への接近

将来の方向としては、婦人に適する農作業の分野が明確にされ、婦人がその意志と適性に応じて就労するという状態の実現がのぞましいので、そのような状態への接近をはかるべきである。

- 婦人に適する農作業の分野及び労働の基準に関する調査研究をすすめる。

- 社会思潮を啓発する。
- 農業構造近代化のための諸施策を推進する。等

研究テーマ4 地域社会の変化と婦人の市民活動

急速な都市化の進行のなかで、地域においては、伝統的・共同体的な性格が衰退し、市民的社会の形成がすすみつつある。

一般に、近代的市民社会においては、その成員が連帯意識をもつて、積極的に地域の営みに参加することにより、その社会の発展が期待されるものであり、とくに、地域生活に深い関係をもつ婦人の活動にまつところが大きい。

しかし、わが国においては、一般に個人と個人を結びつける紐帯としての市民意識の成長が未熟であることに加えて、婦人の社会的活動に対していまなお偏見があるところから、諸外国のように、婦人の地域生活への参加が十分に行なわれず、婦人の市民活動の発達がおくれていることが、しばしば指摘されている。

ところで、すでにのべた余暇の増大、教育水準の向上等の婦人の生活の変化の諸側面は、婦人が地域の生活へ寄与することを容易にしており、また公害、交通事故、青少年の非行化等、地域における多くの新しい問題の発生は、地域の福祉や文化の向上のために婦人に期待される役割を、急速に増大させている。

今後においては、婦人がエネルギーの余裕をいかして、ボランティア活動などの社会活動や政治活動に積極的に参加して、そのもつ潜在的な可能性を十分に発揮し、生活を充実させるとともに、市民社会の進展に有効に寄与することができるようになることがのぞましいが、そのためには、新しい価値志向の形成および具体的な活動機会の整備のための方策をすすめることが必要である。

1 市民意識の育成

婦人が、地域社会の福祉や文化のにない手としての役割を果たすには、その良識と市民意識の高揚が求められる。

(1) 実践による涵養

- 幼年期から自治活動や横断的な協同活動の習慣を養う。
- 自主的な市民的団体活動への参加を促進する。
- 地域社会の歴史と現状について

の学習をするように啓発、援助する。等

(2) 教育による涵養

- 家庭教育、学校教育、社会教育のなかで市民教育を積極的にとりあげる。
- 大学開放講座等成人教育の機会を増大する。 ○ 婦人の市民活動を抑圧する社会的風潮を是正する。 ○ 市民社会についての一般の認識を深めるための啓発活動をする。等

2 ボランテニア活動の推進

従来、わが国において発達のおくれているボランテニア活動を推進するために、その土壌づくりをすすめるとともに、具体的実践を促進するための方策が必要である。とくに社会福祉面におけるボランテニア活動をすすめることが重要である。

(1) ボランテニア精神の育成

- 家庭生活、近隣生活のなかでボランテニア活動の慣習を養う。 ○ 学校教育、社会教育のなかでボランテニア精神の育成をはかる。 ○ 個人のもつ物質的・精神的資産を社会に還元するという思想について啓発活動をすすめる。等

(2) ボランテニアの組織化

- ボランテニアの教育訓練を推進する。 ○ リーダーを養成する。
- 活動の拠点づくり、たとえばボランテニアビューローを設置して、ボランテニアの登録、研修及びリーダーの養成を行ない、ボランテニア活動の拠点とする。等

3 政治参加の促進

婦人参政20年における婦人の政治参加の実績を検討し、今後における婦人の活動が、日本の民主主義の成長に一そう役立つように方策をすすめる。

(3) 政治教育の推進

- 学校教育や成人教育のなかで政治教育（とくに地方自治、選挙制度につ

いて)を積極的にとりあげる。○ 自発的な婦人の学習活動により政治的関心の涵養をはかる。○ 各地域で市民教育活動の中核グループを養成する。○ マスコミを婦人の政治教育のために積極的に利用する。等

(2) 地方自治への積極的参加の促進

○ 地域生活について学習活動をすすめる。○ 婦人団体活動等をとおして地方自治体への働きかけを活発にする。○ 地方自治体の側に婦人の意見をうけ入れる体制をととのえる。○ 各種委員会等に婦人をつとめて参加させる。等

(3) 政党参加の促進

欧米諸国では、すでに婦人の政党参加が活発であるが、わが国においては、政治や政党に対する偏見や無関心のため、政党参加が一般に低調である。しかしわが国の民主主義の成熟のためにも、今後婦人が積極的に政党に参加し、政治活動を活発に行なうことがのぞまれる。

付 I 統 計 資 料

統 計 資 料 目 次

第1表	死亡率と出生率の推移	21	頁
第2表	平均出生児数の推移（推計）	21	
第3表	末子出生時の母の年令の推移	21	
第4表	平均寿命の推移	22	
第5表	配偶関係別人口構成比	22	
第6表	世帯業態別世帯数の推移	22	
第7表	学校種別の男女進学状況	23	
第8表	平均世帯人員（普通世帯）の推移	23	
第9表	家族構成別普通世帯数の推移	24	
第10表	耐久消費材の普及率の推移	25	
第11表	雇用者数の推移	26	
第12表	配偶関係別女子非農林業雇用者の推移	26	
第13表	年齢階級別女子雇用率の推移	27	
第14表	各国の女子雇用率	28	
第15表	専業・兼業別農家数の推移	29	
第16表	男女別農家人口・農業従事者数の推移	29	
第17表	農家主婦の労働状況	30	
第18表	農家世帯員の出かせぎ者数の推移	30	
第19表	投票率ならびに婦人の当選者数および当選者総数に対する 婦人の割合の推移（国会・地方議会）	31	

第1表 死亡率と出生率の推移

(単位=人口千人対)

	昭和 10年	15	25	30	35	36	37	38	39	40	41	41年 実数
出生率	31.6	29.4	28.1	19.4	17.2	16.9	17.0	17.3	17.7	18.5	13.4	882,401 ^人
死亡率	16.8	16.5	10.9	7.8	7.6	7.4	7.5	7.0	6.9	7.1	6.8	449,032 ^人

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」

(注 41年は1月～8月)

第2表 平均出生児数の推移(推計)

年次	昭和15年	27	32	37
出生児数	5.14 ^人	3.61	2.93	2.30

人口問題研究所「出産力調査」

第3表 末子出生時の母の年令の推移

年次	大正4年	大正5～9年	大正10～14年	昭和15年	昭和27年	昭和32年	昭和37年
年令	36,765	35,872	34,782	33,980	30,675	29,217	28,613

婦人少年局試算

これは厚生省人口動態統計課の算定による「年次別出生順位別母親の年令」と人口問題研究所による「生涯出生児数の推移」をくみあわせて求めたものである。

第4表 平均寿命の推移

年次	昭和10 ~11年	30	35	36	37	38	39	40
男	46.92才	63.88	65.37	66.03	66.23	67.21	67.67	67.73
女	49.63才	68.41	70.26	70.79	71.16	72.34	72.87	72.95

資料出所 厚生省統計調査部「簡易生命表」

第5表 配偶関係別人口構成比（40才以上）

	総 数		未 婚		有配偶		死 別		離 別	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
40才以上	100	100	1.3	2.2	89.7	64.2	7.6	30.7	1.4	2.9
45才 "	100	100	1.1	1.6	88.1	58.8	9.4	37.0	1.4	2.6
50才 "	100	100	0.9	1.3	86.1	53.2	11.6	43.2	1.4	2.3
55才 "	100	100	0.8	1.1	83.1	46.4	14.8	50.6	1.3	2.0
60才 "	100	100	0.8	0.9	78.7	38.4	19.2	59.0	1.3	1.6
65才 "	100	100	0.8	0.8	72.9	29.0	25.0	68.8	1.3	1.4

資料出所 総理府統計局昭和40年国勢調査1%抽出結果

第6表 世帯業態別世帯数の推移

(単位 万)

区分 年	昭和31年	34	37	38	39	40	41
非農林業雇用者 世帯 (%)	930 (45)	1,101 (49)	1,308 (54)	1,346 (55)	1,416 (56)	1,501 (58)	1,566 (59)
農林業世帯 (%)	529 (25)	525 (23)	443 (18)	419 (17)	408 (16)	414 (16)	387 (14)
その他の世帯 (%)	614 (30)	630 (28)	652 (27)	679 (28)	689 (27)	672 (26)	717 (27)
計 (%)	2,073 (100)	2,256 (100)	2,403 (100)	2,444 (100)	2,513 (100)	2,586 (100)	2,670 (100)

資料出所 31~37, 40年 総理府統計局「就業構造基本調査」

38, 39, 41年 " 「労働力調査」

第7表 学校種別の男女進学状況

(単位=人)

		中 学 校		高 等 学 校		短 期 大 学		大 学	
		男	女	男	女	男	女	男	女
進 学 者	昭和 25年3月	344,853 (42.5)	267,239 (34.4)	61,150 (32.0)	10,424 (16.8)	—	—	332 (18.2)	8 (25.8)
	30	422,253 (50.0)	370,348 (45.3)	79,357 (19.1)	43,901 (14.6)	1,913 (14.9)	759 (4.9)	5,728 (7.1)	618 (4.6)
	35	499,032 (55.6)	472,919 (54.2)	93,674 (18.7)	60,828 (14.1)	1,319 (14.1)	908 (4.3)	3,662 (3.5)	699 (4.2)
	37	613,362 (61.6)	578,052 (60.7)	111,092 (20.7)	77,928 (16.3)	1,309 (13.4)	1,295 (4.5)	3,762 (3.4)	523 (2.8)
	39	827,170 (66.8)	780,578 (65.6)	116,698 (25.4)	79,719 (19.3)	1,725 (13.5)	1,620 (4.2)	5,640 (4.5)	651 (2.8)
	40	817,065 (67.9)	773,959 (67.0)	171,228 (28.6)	113,102 (20.1)	1,589 (11.9)	1,708 (4.0)	7,209 (5.3)	717 (2.7)
	41	760,275 (69.9)	715,279 (68.4)	216,147 (27.0)	153,370 (20.3)	1,221 (9.4)	1,555 (3.7)	9,650 (6.5)	898 (3.0)

資料出所 文部省調査局「学校基本調査」

()内は卒業者を100とした場合の比率である。

但し、進学就職者は含まない。

第8表 平均世帯人員(普通世帯)の推移

昭和10年	25	30	35	40
5.03人	5.02	4.97	4.52	4.08

資料出所 総理府統計局「国勢調査」

注) 40年は準世帯(1人の準世帯、寄宿舍、営業使用人の世帯等)を含む。

第9表 家族構成別普通世帯数の推移

家 族 構 成	普通世帯数 (単位 1,000 世帯)		世帯数の割合 (%)	
	昭和40年	昭和35年	昭和40年	昭和35年
普 通 世 帯 総 数	23,117	19,571	100.0	100.0
A 親 族 世 帯	21,223	18,579	91.8	94.9
I 1 世代世帯	2,529	1,870	10.9	9.6
1 夫婦のみの世帯	2,262	1,630	9.8	8.3
2 そ の 他	267	240	1.2	1.2
II 2 世代世帯	13,074	11,225	56.6	57.4
1 夫婦と子供よりなる世帯	10,493	8,489	45.4	43.4
2 そ の 他	2,581	2,736	11.2	14.0
III 3 世代世帯	5,160	4,970	22.3	25.4
IV その他の親族世帯	460	514	2.0	2.6
B 非 親 族 世 帯	78	74	0.3	0.4
C 単 独 世 帯	1,816	919	7.9	4.7

資料出所 総理府統計局「国勢調査」

第10表 耐久消費材の普及率の推移

		電気ガマ	電気冷蔵庫	電気掃除機	電気洗濯機	トランジスタラジオ	テレビ
(1) 都市	34	20.7	5.7	—	33.0	—	23.6
	35	31.0	10.1	7.7	40.6	16.5	44.7
	36	41.8	17.2	15.4	50.2	26.0	62.5
	37	48.4	28.0	24.5	58.1	34.3	79.4
	38	52.9	39.1	33.1	66.4	41.8	88.7
	39	55.7	54.1	40.8	72.2	46.6	92.9
	40	58.3	68.7	48.5	78.1	55.8	95.0
	41	—	75.1	55.3	81.8	57.9	95.7
農村 漁家	34	4.7	—	—	6.8	—	4.3
	35	9.1	1.3	—	8.7	5.1	11.4
	36	14.2	2.5	—	14.5	9.4	28.5
	37	19.4	4.8	2.6	22.9	15.6	48.9
	38	25.0	8.5	5.3	32.0	18.6	69.0
	39	29.3	14.5	6.9	47.0	22.8	81.7
	40	35.4	25.7	10.6	58.6	30.6	89.2
	41	—	36.6	15.6	68.6	35.3	94.1

資料出所 経済企画庁調査局「消費者動向予測調査」

注1) 人口5万以上の都市の非農家

第 1 1 表 雇用者数の推移

年 度	計	男	女	雇用者総数 中女子の 比 率	増 加 率 (昭和30年=100)	
					男	女
昭和30	1,606万人	1,141万人	465万人	29.0%	100.0%	100.0%
35	2,273	1,578	695	30.6	138.3	149.5
36	2,379	1,641	738	31.0	143.8	158.7
37	2,496	1,711	785	31.5	150.0	168.8
38	2,578	1,767	811	31.5	154.9	174.4
39	2,669	1,834	835	31.3	160.7	179.6
40	2,783	1,911	873	31.4	167.5	187.7
41	2,902	1,973	929	32.0	172.9	199.8

資料出所 総理府統計局「労働力調査」

第 1 2 表 配偶関係別女子非農林業雇用者の推移

年 度		雇 用 者 数	構 成 比
総 数	昭和37年	769万人	100.0%
	38	797	100.0
	39	821	100.0
	40	860	100.0
	41	916	100.0
未 婚	昭和37年	456	59.3
	38	461	57.8
	39	460	56.1
	40	466	54.2
	41	487	53.2
有 配 偶	昭和37年	225	29.3
	38	247	31.0
	39	270	32.9
	40	300	34.9
	41	329	35.9
離 別 ・ 死 別	昭和37年	87	11.3
	38	89	11.2
	39	90	11.0
	40	94	10.9
	41	100	10.9

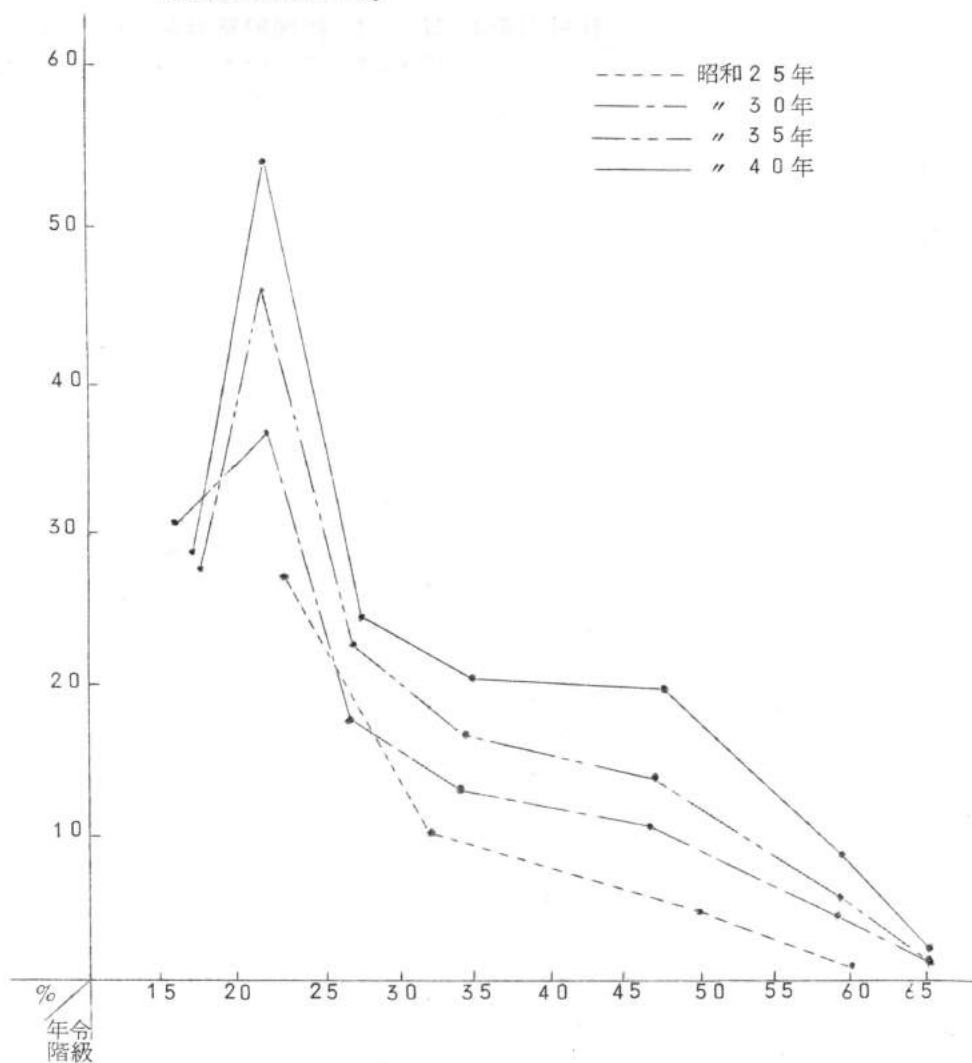
資料出所 総理府統計局「労働力調査」

第13表 年齢階級別女子雇用率の推移

(年齢階級別女子労働力人口を100とする)

年齢 年次	15～ 19才	20 ～24	25 ～29	30 ～39	40 ～54	55 ～64	65 ～
昭和	%	%	%	%	% (40～59)	% (60～)	% (60～)
25年	—	27.3			6.0		1.5
30	30.4	36.0	17.9	12.5	10.0	4.2	1.3
35	28.2	46.9	22.0	16.3	13.7	5.8	1.5
40	29.3	54.2	23.6	19.7	19.4	8.7	2.0

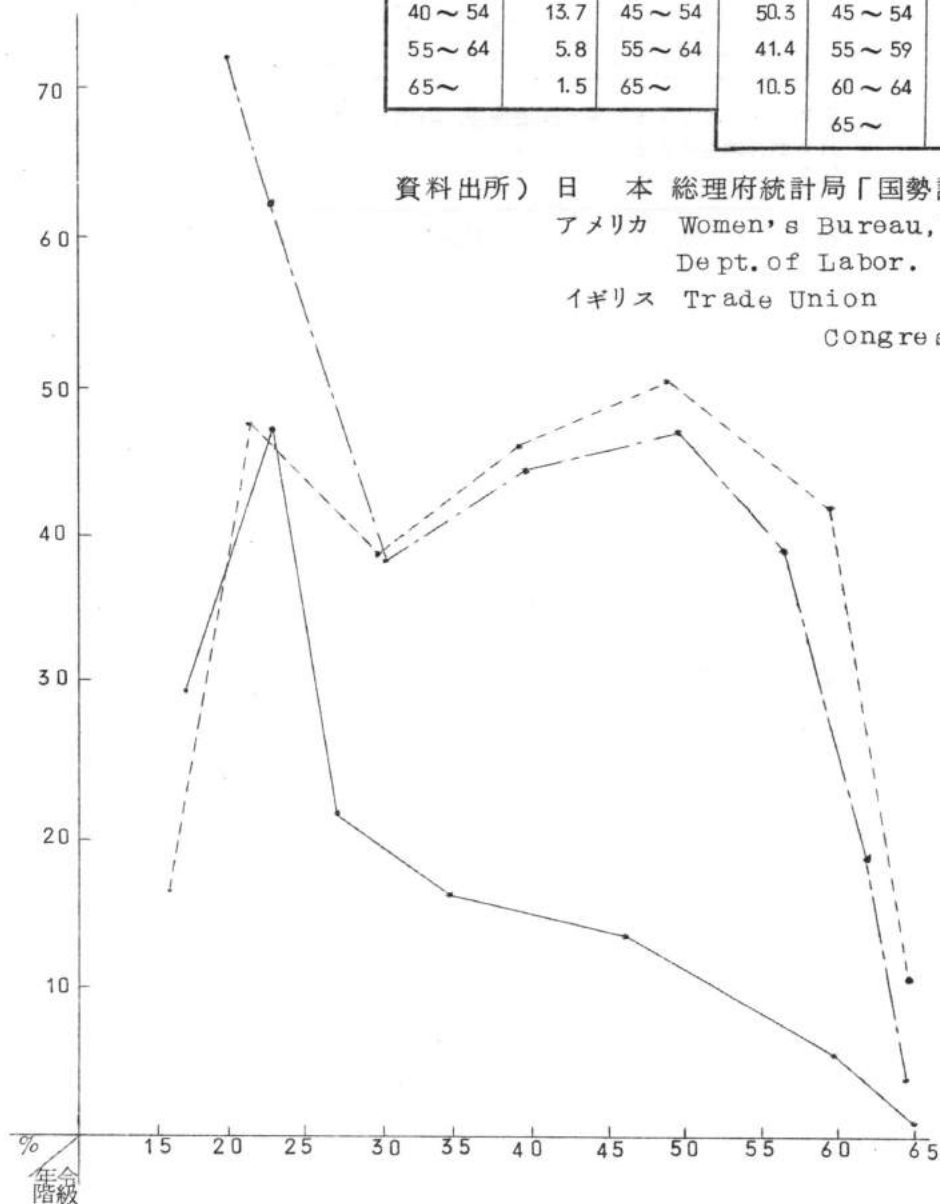
昭和25・30・35年は国勢調査，昭和40年は労働力調査による。



第14表 各国の女子雇用率（日本，アメリカ，イギリス）

日 本		ア メ リ カ		イ ギ リ ス	
年齢階級	雇用率	年齢階級	雇用率	年齢階級	雇用率
才	%	才	%	才	%
15～19	28.2	14～17	15.7	～20	71.5
20～24	46.9	18～24	47.7	20～24	62.2
25～29	22.0	25～34	38.2	25～34	38.4
30～39	16.3	35～44	46.8	35～44	45.4
40～54	13.7	45～54	50.3	45～54	47.0
55～64	5.8	55～64	41.4	55～59	39.7
65～	1.5	65～	10.5	60～64	21.3
				65～	4.8

—— 日 本(1960年)
 ---- アメリカ(1965年)
 - - - イギリス(1963年)



第 15 表 専業・兼業別農家数の推移

年	総農家数 (%)	専業農家	兼業農家		
			計	農業を主とする 兼業農家	兼業を主とする 兼業農家
昭和 25 年	6,176,419 (100)	50.0%	50.0%	28.4%	21.6%
30	6,042,945 (100)	34.8	65.1	37.6	27.5
35	6,056,534 (100)	34.3	65.7	33.7	32.0
36	5,922,830 (100)	27.3	72.7	32.3	40.4
37	5,874,726 (100)	25.7	74.3	33.4	40.9
38	5,827,740 (100)	23.9	76.1	33.9	42.2
39	5,779,000 (100)	21.4	78.6	34.6	44.1
40	5,550,000 (100)	20.6	79.4	34.7	44.7

資料出所 農林省統計調査部「世界農林業センサス」(25~35年)
「農業調査結果報告書」(36~40年)

第 16 表 男女別農家人口・農業従事者数の推移

年	総世帯員数		農業従事者数		基幹的従事者		補助的従事者	
	総数	女	男	女	総数	女子の割合	総数	女子の割合
昭和 25 年	37,811,000 人		19,203,000 人					
30	36,468,990 人	18,547,505 人	19,442,625 人					
35	34,546,330 人	17,677,830 人	18,509,545 人	9,147,716 人	19,749,834 人	53.1%	5,907,427 人	49.3%
36	33,166,831 人	17,039,634 人	17,933,035 人	8,527,539 人	10,978,119 人	54.8%	5,482,455 人	45.8%
37	32,475,220 人	16,670,989 人	18,029,455 人	8,511,504 人	11,250,713 人	56.5%	5,290,246 人	40.7%
38	31,770,691 人	16,332,106 人	18,007,375 人	8,428,092 人	11,040,855 人	57.5%	5,394,612 人	38.5%
39	31,104,100 人	15,979,700 人	17,948,700 人	8,264,400 人	10,456,600 人	57.5%	5,756,500 人	39.1%
40	29,447,000 人	15,134,000 人	17,436,000 人	7,746,000 人	10,011,000 人	58.1%	5,170,000 人	37.4%

資料出所 農林省「世界農林業センサス」(25年 30年)
「農業調査結果報告書」(35~40年)

注 1) 25 年, 30 年, 35 年は各年 2 月 1 日, 36~39 年は各年 12 月 1 日現在の数字である。

注 2) 37~39 年は例外規定農家(経営耕地の広狭・有無に関係なく過去 1 年間における農産物販売収入が 2 万円以上あつた世帯)を含まない。

第 17 表 農家主婦の労働状況

家事作業時間	平均 3 時間 21 分 (6 時間以下 96 %)
主婦総労働時間 (家事時間を含む)	平均 12 時間 49 分 (14 時間以上 34 %)
主婦作業間の 休息時間	1 時間以上とらない農家 63 %

資料出所 農林省農政局調 (1965 年 8 月)

第 18 表 農家世帯員の出かせぎ者数の推移

年	総 数	男	女	出稼ぎ前の 就業状態		男の世帯上の地位別		
				農 業 が 主	そ の 他	世 帯 主	あ と つ ぎ	そ の 他
実 数 (100人)								
昭和33年	1,946	1,582	364	1,539	407	(484)	(663)	(799)
35	1,748	1,411	337	1,359	389	(484)	(636)	(628)
36	1,901	1,570	331	1,552	349	(621)	(708)	(572)
37	2,060	1,849	211	1,774	286	(775)	(819)	(466)
38	2,981	2,764	217	2,221	760	1,308	1,171	284
39	2,866	2,652	214	2,261	606	1,320	1,123	210
40	2,297	2,125	173	1,860	437	1,055	919	152
構 成 比 (%)								
昭和33年	100.0	81.3	18.7	79.1	20.9	(24.9)	(34.1)	(41.1)
35	100.0	80.7	19.3	77.7	22.3	(27.7)	(36.4)	(35.9)
36	100.0	82.6	17.4	81.6	18.4	(32.7)	(37.2)	(30.1)
37	100.0	89.8	10.2	86.1	13.9	(37.6)	(39.8)	(22.6)
38	100.0	92.7	7.3	74.5	25.5	47.3	42.4	10.3
39	100.0	92.5	7.4	78.9	21.1	49.8	42.3	7.9
40	100.0	92.5	7.5	81.0	19.0	49.6	43.2	7.2

資料出所 農林省一「農林漁家就業動向調査」(33~37年)

「農家就業動向調査」(38~40年)

注) 男の世帯上の地位別欄中, 33~37年までは女も含む。

第19表 投票率ならびに婦人の当選者数および当選者総数に対する婦人の割合の推移（国会・地方議会）

㊦ 衆議院議員総選挙

選挙年		昭和 21年	22	24	27	28	30	33	35	38	42	42年投票者数
投票率	男	% 78.52	% 74.87	% 80.74	% 80.46	% 78.35	% 79.95	% 79.79	% 76.00	% 72.36	% 74.76	人 22,609,317
	女	% 66.97	% 61.60	% 67.95	% 72.76	% 70.44	% 72.06	% 74.42	% 71.23	% 70.02	% 73.28	人 23,996,723
	差	11.55	13.27	12.79	7.70	7.91	7.89	5.37	4.77	2.34	1.48	
婦人議員	実数	39人	15	12	9	9	8	11	7	7	7	
	割合	8.4%	3.2	2.5	1.9	1.9	1.7	2.4	1.5	1.5	1.4	

㊧ 参議院議員通常選挙

選挙年		昭和 22年	25	28	31	34	37	40	40年 投票者数
投票率 ¹⁾	男	% 68.44	78.16	67.84	66.88	62.56	70.07	67.97	19,370,338人
	女	54.03	66.74	58.92	57.73	55.24	66.51	66.13	20,528,625人
	差	14.41	11.42	8.92	9.15	7.32	3.56	1.84	
婦人議員 ²⁾	実数	11人	12	15	15	13	17	17	
	割合	4.4%	4.8	6.0	6.0	5.2	6.8	6.8	

注 1) 投票率は全国区のみ

2) 3年毎に半数ずつの改選が行なわれるため、婦人議員の実数および割合は選挙年の現員および議員総数に占める割合をあげた。

㊦ 地方選挙（市区町村議会分）

	選挙年	昭和22年	26	30	34	38
投票率	男	82.97%	92.68	83.62	84.11	79.99
	女	79.52%	92.64	84.27	85.78	83.29
	差	3.45%	0.04	0.65	1.67	3.30
婦人議員	実数	771人	916	361	340	385
	割合	0.4%	0.5	0.7	0.8	0.9

注）太字は男子を上回っているもの

資料出所 衆，参両院事務局 自治省選挙局

付Ⅱ 婦人の地位に関する国内委員会について

労働省では、昭和41年度において、「婦人の地位に関する国内委員会」を開催した。これは婦人参政20周年記念事業として行なつたもので、婦人の地位に関する各般の問題について、民間団体、有識者に研究討議を依頼し、今後とられるべき方策についての示唆をうることを目的としたものある。

○主 題 「明日の婦人のために」 —— 婦人の地位の現状と展望 ——

○会議の構成

会議は次の通り、民間団体代表15名と有識者6名によつて構成された。

（ 婦人団体 ）

主婦連合会	副会長	和田 美代枝
全国地域婦人団体連絡協議会	副会長	小林 ヒロ
全国友の会	中央委員	小森 道子
全国農協婦人組織協議会		高城 奈々子
大学婦人協会	婦人の地位委員長	植山 つる
日本キリスト教女子青年会	常任委員	町田 初子
日本婦人有権者同盟	事務局長	紀平 悌子

（ その他の団体 ）

新生活運動協会	推進部 副部長	福本 春男
全国社会福祉協議会連合会	副会長	新国 康彦
全日本総同盟	青婦対策委員会委員	多田 とよ子
中立労働組合連絡会議	婦人青年連絡会議担当	岩田 綾子
日本経営者団体連盟	三越百貨店常務取締役総務部長	正木 正己
日本商工会議所	理事・商工指導部長	岡部 仙太郎

日本消費者協会

総務課長

金 森 房 子

日本労働組合総評議会

会 長

横 田 て い

主婦の会全国協議会

（有識者）

津田 塾 大学教授

伊 藤 昇

日本放送協会 考査室長

江 上 フ ジ

○東京大学教授

川 島 武 宜

慶応大学教授

中 鉢 正 美

評 論 家

西 清 子

東京大学助教授

松 原 治 郎

（以上アイウエオ順 ○印は議長）

○会議の経過

昭和41年7月初旬より8月下旬にかけて、労働大臣招請により、会議を開催した。

その後数次にわたる有識者会議員によるレポート作成会議を経て、本レポートを作成した。

